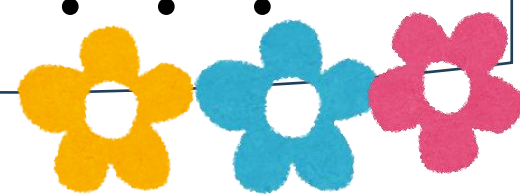




母子父子寡婦福祉資金を活用してみませんか???



貸付の概要

長崎市にお住まいの母子、父子及び寡婦の家庭に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため必要な資金を貸付けています。

貸付金の種類は、修学資金・就学支度資金・修業資金・結婚資金・就職支度資金・医療介護資金・技能習得資金・生活資金・事業開始資金・事業継続資金・住宅資金・転宅資金があります。（詳しくは別添の一覧をご参照ください。）

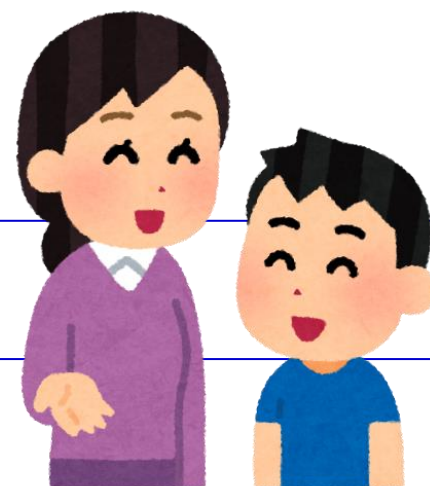
貸付申請者の年齢は、原則65歳以下、償還終了時の年齢は70歳まで（修学資金を除く）としています。

貸付の対象外

・各資金（母子父子寡婦福祉資金以外の借入金や新たな申請に係る未決定の貸付申請分も含む）の償還金の月額合計が、申請者の可処分所得（手取り収入）の20%を超えるかた（ただし、修学資金及び就学支度資金については、連帯保証人をたてることにより貸付可能）

- ・母子父子寡婦福祉資金の返済、税、公共料金等の支払いを現に滞納しているかた
- ・他に多額の債務を抱え、他の借財の返済に本制度の資金が流用される恐れのあるかた
- ・転々と居住を変え、住所が不安定なかた
- ・自己破産者（免責確定者を除く）や民事再生者、生活保護受給者

※上記のほか、貸付申請時点ですでに支払われた金額は貸付の対象外です。



連帯保証人

・原則1名必要（子が申請者となる資金の場合は2名必要）

・**修学資金及び就学支度資金は、原則※不要**

※ただし償還額の月額が申請者の可処分所得の月額20%を超える場合に限り1名必要

<要件>

- ・原則、同一生計に属するものでなく、長崎市内に居住するかた
- ・原則、60歳以下であるかた
- ・定職に携わっているかた（償還金の月額合計が可処分所得の20%を超えないかた）
- ・税、公共料金等の支払いの滞納がないかた

連帯保証人は、借受人及び連帯借受人と連帯して債務を負担する責務が生じます。責務を負うことの説明や理解の確認のため、窓口にて面接を行います。

貸付相談から決定まで

資金を準備することが難しい状況であって、貸付期間終了後に返済が可能であることが前提となります。

そのため、貸付決定に際しては必要書類の提出や詳しい状況の聞き取りが必要となります。相談貸付から貸付決定まで、複数回窓口にお越しいただいたり、必要に応じて電話での聞き取り等もありますので、あらかじめご了承ください。

★毎月15日申請締め切り ⇒ 審査 ⇒ 貸付決定 ⇒ 貸付（翌月25日）

貸付申請時に必要なもの

- ・ 申請者世帯全員及び連帯保証人世帯全員の住民票
- ・ 申請者及び連帯保証人の所得証明書及び完納証明書
- ・ 児童扶養手当証書の写し、遺族年金証書の写し、又は戸籍謄本
- ・ 申請者及び連帯保証人の身元証明書
- ・ 銀行の通帳（貸付金額の振込先）
- ・ 収支状況申立書
- ・ 申請者及び連帯保証人の直近の給与明細書又は給与予定証明書
- ・ 償還開始時の収入、支出状況見込み



修学資金、就学支度資金申請時に提出が必要な資料等

修学資金、就学支度資金申請時に提出が必要な資料等

- ・ 合格通知書、在学証明書
- ・ 入学案内、パンフレット、申込書（入学料、授業料、校納金など必要経費及び納入期限がわかるもの）
- ・ 奨学金の手続き状況（奨学金の内容、金額が分かる書類）

※その他の資金においても、必要経費等の分かる資料の提出が必要です。

貸付決定時に必要なもの

- ・ 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添付した借用書
- ・ 誓約書兼同意書



相談から貸付決定までには時間を要します。
ひとりで悩まず、まずはお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】長崎市こども政策課

TEL：095-829-1270

〒850-8685 長崎市魚の町4-1